

お客様各位

令和7年2月 吉日  
一般財団法人 滋賀県建築住宅センター  
理事長 林口 富雄

業務受付時間の変更について

日頃から当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

当センターでは建築基準法及び建築物省エネ法の改正等を踏まえ、適確かつ迅速な業務の実施に必要な審査時間を確保するため、**令和7年3月3日(月)**から受付時間を下記のとおりとさせていただきます。

お客様にはご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

記

<u>窓口受付</u>	午前9時から <b>午後4時</b> まで
<u>電子受付</u>	昼休み（午後12時から午後1時）を除く

【電子申請（NICEシステムを利用した申請）の取扱いについて】

電子申請についても当日の受付分は上記に記載のとおり、窓口受付時間内に到達する必要があります。午後4時以降の申請は、翌営業日の受付となりますのでご注意ください。